

## 緊急申入書

2008年11月21日

岐阜県県土整備部河川課長 堂園俊多様 様

「長良川に徳山ダムの水は要らない」市民学習会実行委員会  
(略称:長良川市民学習会)

代表 粕谷志郎

日頃の岐阜県河川行政へのご努力に敬意を表します。

これまで、私たち長良川市民学習会は、貴職との話し合いの中で、「何故、突然に長良川に徳山ダムの水を流すことになったのか?『徳山ダムに係る導水路検討会【第7回】』で、木曾川水系連絡導水路計画が『上流分割案』となった経緯を説明し欲しい、経緯が分かる文書を出して欲しい」と何度も申し上げてきました。「【第6回】から1年近いときを経ての部長級会議を開催するにあたって、途中の打ち合わせ資料がないはずがない」とも申し上げました。しかし、「(徳山ダムに係る導水路検討会【第7回】)について中部地整HPに載っている以上のものはない」というお返事でした。

当会のメンバーの一人でもある近藤ゆり子の7月28日付開示請求(請求文書名:「徳山ダムに係る導水路検討会について国・三県一市からだされた資料一切(HP掲載以外のもの)」「発言メモ等一切」)に対して、開示実施機関である貴職は8月6日に非公開決定をし、その理由は「不存在」であるとしました。その後の開示請求者の異議申立に対しても「非公開決定/理由『不存在』」を正しいと言い募っています(9月17日付;岐阜県情報公開審査会への「公開決定等理由書」)。

しかし、(実は「隠し事」の張本人である)中部地方整備局は、10月17日付で「徳山ダムに係る導水路検討会幹事会等資料」(第3回幹事会～第11回幹事会)を開示してきました。

幹事会メンバーである貴職は、当然にもこの資料のすべてを保有していたわけです。

貴職の下の担当者は、「『検討会について』とあるから幹事会資料は請求されていないと考えた」と言っていますが、当会が貴職と重ねてきた交渉の内容からしても、この言い訳は笑止です。

この26日に、岐阜県情報公開審査会において、くだんの異議申立に関する口頭意見陳述の機会が設定されています。

しかし、「徳山ダムに係る導水路検討会幹事会等資料」が中部地整によって開示されてしまった現在、貴職にとっても開示請求者(近藤ゆり子)にとっても、9月17日付「公開決定等理由書」(=実施機関)、10月5日付「意見書」(=開示請求者)の時点に戻って岐阜県情報公開審査会の判断を仰ぐのは、あまり生産的ではないと考えます。

当会としては、これまで貴職と話し合いを重ねてきたことは、(不十分ではあっても)一定の信頼関係を築いてきたものと考えています。それを一層前進させたいと思い、以下を申し入れます。

(申し入れ事項に対して至急お返事下さい。その内容により、当会メンバーでもある開示請求者に異議申立の取り下げを説得することを考慮します。)

### 記

ア.これまで「木曾川水系連絡導水路 - 上流分割案 - 」となったことに関する貴職の経緯の説明が不十分であり、対応に問題があったことを認めること

イ.今後速やかに長良川市民学習会との交渉に応じ、これまでの経緯及び今後の岐阜県の考え方について、きちんとした説明をすること

ウ.以後は岐阜県情報公開条例の本旨に則り、一層の情報開示に努めること

以上